

令和3年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修 基礎研修 開催要領

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事する方や予定の方を対象として標記の研修を実施します。下記の要領をよくお読みいただきから、申込手続きをしてください。

なお、研修については、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（以下「サービス管理責任者等」という）のカリキュラムを統合して実施します。そのほかに別途開催される「相談支援従事者初任者研修」の講義部分（2日課程）の受講が必要となりますので、ご注意ください。

令和3年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）は、新型コロナウイルス感染症予防のため、原則として「オンライン研修」といたします。

Z o o mによるオンライン研修への参加が職場環境等から困難な方は、集合研修により受講していただきますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、オンライン研修のみを実施し、集合研修は中止とする場合がありますので、予めご了承ください。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者の業務に従事する者及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、その資質向上を図ることを目的として、本研修を実施する。

2 実施主体 秋田県

3 運営主体 秋田県障害者社会参加推進センター

4 開催日

- ・相談支援従事者初任者研修〔e-ラーニングによる共通講義（2日間）〕

8月17日（火）～9月6日（月）まで視聴可能

- ・サービス管理責任者等基礎研修 A日程（演習は障害者をテーマ）

10月12日（火）13日（水）

- ・サービス管理責任者等基礎研修 B日程（演習は障害児をテーマ）

10月27日（水）28日（木）

※A日程及びB日程はWeb会議サービス「Z o o m」を利用し、オンラインで実施します。

5 対象者

以下の要件を全て満たす方。

- ① 別添「【サビ管様式1号】サービス管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験年数」又は「【サビ管様式2号】児童発達支援管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験年数」に規

定された実務経験年数を有する方

- ② 秋田県内の指定障害者福祉サービス事業所等において、令和6年9月頃までにサービス管理責任者等として配置される予定の方
- ③ 相談支援従事者初任者研修の最初の2日間の共通講義を過去に受講された方（今年度受講予定の方を含む。）

※秋田県以外の事業所にお勤めの方は、受講できません。

6 研修内容

(1) サービス管理責任者等基礎研修（全4日間）

① 相談支援従事者初任者研修〔e-ラーニングによる共通講義（2日間）〕

相談支援従事者初任者研修の最初の2日間の研修を受講していただきます。（サービス管理責任者等基礎研修と同一カリキュラムのため同時実施します。）

② サービス管理責任者等基礎研修A日程・B日程（各2日間）

サービス管理責任者等の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義（7.5時間）

サービス提供プロセスの管理に関する演習（7.5時間）

※下記の（2）のとおり、各テーマ毎に実施します。

(2) 基礎研修A日程・B日程の目安

- ① 基礎研修A日程は障害者をテーマに演習を行います。
- ② 基礎研修B日程は障害児をテーマに演習を行います。
- ③ 基礎研修A・B日程とも募集人数の制限があります。
- ④ 基礎研修A・B日程の両方の受講はできませんので、どちらかを選択して申し込んでください。

7 定員

1	サービス管理責任者等研修 基礎講義 A日程	104名程度
2	サービス管理責任者等研修 基礎講義 B日程	48名程度

（なお、別に相談支援従事者初任者研修の全7日間を受講される方は16その他の（7）を確認してください。）

8 受講申込み

(1) 申込方法

研修の受講を希望する方は、当協会ホームページに掲載している「サービス管理責任者等基礎研修お申込フォーム」に必要事項を入力し、申込してください。

(<http://www.normanet.ne.jp/~ww100132/center/center4.html>)

申込後、研修事務局から返信メールが届きます。必ず返信メールが届いたことを確認していただき、返信メールが届かない場合は速やかに研修事務局までご連絡ください。

(2) 提出書類

- ①別紙【サビ管様式1号】（児発管については【サビ管様式2号】）実務経験証明書
- ②相談支援従事者初任者研修の修了証書・受講証明書〔過去に共通講義（2日間）の研修を受講済で、今回、共通講義を受講しない人のみ提出〕
- ③資格証

※【サビ管様式1号】（児発管については【サビ管様式2号】）実務経験証明書、相談支援従事者初任者研修の修了証書・受講証明書、資格証をPDFで「サービス管理責任者等基礎研修申込フォーム」からアップロードするか、PDFでメールに添付の上、原則として所属する事業所で取りまとめて、申し込んでください。記載の不備や記入漏れなどがあった場合、受付できないことがありますのでご注意ください。

※実務経験証明書の㊟は公印を押してPDFにしてください。

※令和3年度秋田県相談支援従事者初任者研修（同サービス管理責任者等研修共通講義）を受講予定の方が申し込む場合、該当研修の修了証書・受講証明書（写し）の提出は不要です。

※提出された研修申込書・実務経験証明書・課題提出等に虚偽の申告などが認められた場合などは、直ちにその者の受講を取消し、今後、当該事業所はこの研修を受講できません。

9 申込期限

7月20日（火）午後5時必着です。郵送、持参及びファックスでの申込は受け付けできません。

10 申込・問合せ

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号

秋田県社会参加推進センター サビ管研修担当

TEL：018-864-2780（土日、祝祭日を除9時から16時まで）

FAX：018-864-2781

受講申込専用メール：sabikan@awc.or.jp

11 受講者の決定及び通知

受講申込のあった全ての事業所に対して、8月2日（月）頃までに事業所へメールで受講の可否を通知します。

なお、申込者が定員を超過した場合は、あらかじめ届出のあった事業所からの推薦順位や同一法人内での申込人数等を総合的に勘案し、県と協議して受講者を決定することになりますので、ご了承ください。

12 受講料

受講決定となった方について、全日程（4日間）分を一括して期日まで納入してください。

1	相談支援従事者初任者研修 共通講義（1日目・2日目） ※（福）秋田県社会福祉事業団が開催	4,000円
2	サービス管理責任者等 基礎研修 A日程・B日程（3日目・4日目）	5,000円
	合計	9,000円

（なお、本年度（福）秋田県社会福祉事業団が開催する相談支援従事者初任者研修の全7日間を受講される方や過去に受講済で今回受講する必要のない方は、1の受講料は納入不要です。）

- ・納入方法：口座振込（振込にかかる手数料は受講者負担とします。）
- ・振込締切日：令和3年8月12日（木）
- ・領収証：振込明細書をもって領収書の発行に代えます。
- ・振込先口座等、詳細については受講決定時にお知らせします。

なお、納入後のキャンセル及び欠席に対しての返金はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

13 本研修において交付を希望する「修了証書」の種類について（「申込フォーム」）での選択について

- ① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者基礎研修修了証書のどちらかを「申込フォーム」で選択してください。
- ② サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の両方の基礎研修修了証書を希望する方は、両方の実務要件を満たしていることが必要となりますので、必ずご確認ください。

14 受講証明書及び修了証書の交付

(1) 受講証明書

相談支援従事者初任者研修（共通講義2日間）受講者には、県が受講証明書を後日交付します。

(2) 修了証書の交付

- ① 研修修了者には、県が発行する修了証書を後日交付します。
- ② 研修は全日程を出席する必要があり、遅刻、中抜け、早退等は欠席として扱い、修了証書の交付ができません。

15 研修修了者名簿の管理

実施主体の秋田県では、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名及び連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、個人情報として十分な注意を払った上で責任をもって一元的に管理することにしております。

16 その他

(1) 受講目的の確認について

事業所の申込担当者の方は、受講申込者本人が研修の趣旨や目的を理解せずに申込することのないよう、本要領により必ず受講申込者本人に受講目的や受講条件等を理解しているか確認して申込してください。

(2) 受講の条件について

実務経験年数については、前職分も含めて現在勤務する事業所の責任のもとに記載してください。

本要領5の対象者には、これまで秋田県以外で実施した研修を修了している方も該当になりますので、修了証書か受講証明書を添付の上、申込んでください。

(3) 受講者の決定等について

当センターが受講要件等について審査し、事業所からの推薦順位等も含めて以下の内容を精査し、県と協議の上で受講者を決定します。

- ① 既に事業を開始しているが、サービス管理責任者等がない事業所
- ② 既に事業を開始しているが、サービス管理責任者等が欠如する予定があり、代替できるサビ管等研修修了者がない事業所
- ③ 今後新規に開設予定があり、サービス管理責任者等がない事業所

(4) 事前課題及び研修資料（テキスト）について

事前課題は各研修別講義の1か月前には当センターのホームページに掲載しますので、必ずご確認ください。

研修テキストについて、相談支援従事者初任者研修（共通講義）は、「障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編（中央法規出版）」に基づいて行われますので、必要に応じてご購入ください。

また、A日程及びB日程で使用する研修資料は、事前に当センターのホームページに掲載しますので、必ずご確認ください。

(5) 個人情報について

受講者に関する個人情報は、本研修の名簿の作成、受講決定の送付、履修状況の管理など、本研修のみの目的で使用します。他の目的での使用や無断で第三者に提供する事はありません。

(6) 受講環境について

Zoomを使用してのオンライン研修のため、受講できる環境が必要となります。

（パソコンの利用を推奨します。ウェブカメラ、ヘッドホン等が必要です）

詳細については、受講決定時にお知らせします。

(7) 相談支援従事者初任者研修（共通講義）を受講する方は、（福）秋田県社会福祉事業団のホー

ムページに開催日程等が掲載されていますのでご確認ください。

※ホームページ⇒（福）秋田県社会福祉事業団⇒研修情報

集合研修で受講を希望する方へ

オンラインで受講することが職場環境等の理由から困難な方は、集合研修により受講していただきます。

1 研修日程と会場について

集合研修は、オンライン研修の映像を下記の会場でリアルタイムで配信し、演習等を行っていただきます。

(1) サービス管理責任者等基礎研修【A日程】 10月12日(火) 13日(水)

会場：遊学舎(会議室)

〒010-1403 秋田市上北手荒巻字塚切 24-2

(2) サービス管理責任者等基礎研修【B日程】 10月27日(水) 28日(木)

会場：秋田県社会福祉会館(大会議室)

〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5

社会福祉会館駐車場は、工事中等によりご利用できない場合がありますので、ご注意ください。

公共交通機関や、周辺の有料駐車場をご利用ください。(秋田県社会福祉協議会のホームページでご確認ください)

※当日は、本人確認のため受講決定通知書をプリントアウトしたものを持参してください。

2 研修資料(テキスト)について

○研修資料は、事前に当センターのホームページに掲載しますので、各自でダウンロードし、研修当日には必ず手元にある状態で受講してください。

3 事前課題について

事前課題は各研修別講義の1か月前に当センターのホームページに掲載しますので、レポートを作成し必ず受講日に持参してください。

4 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 感染症予防のため、手指消毒及び咳エチケットの協力をお願いいたします。

(2) マスクの着用をお願いいたします。

(3) 研修当日は「健康チェックシート」をご記入の上、受付に提出してください。

(4) 今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、集合研修を中止とさせていただく場合がありますので、当センターのホームページ等をご確認ください。

5 昼食について

① 昼食は各自で準備願います。

② 研修会場で食事ができます(食堂あり)。

6 会場の冷暖房について

会場内の温度調整をいたしますが、温度差が出る場合がありますので個人において上着やひざ掛け等調整できるようにご準備をお願いいたします。